

No. 8

制 度 名	地方創生アドバイザー事業 【一般財団法人地域活性化センター】	主管課名	地域振興課 企画調整 G		
		問合せ先	029-301-2732		
目的・趣旨	地域社会の活性化を図ることを目的として、地方創生に向けて適切な助言を行う各分野の専門家(アドバイザー)を招聘して実施する自主的、主体的、継続的な地域づくり活動に対し支援を行う。				
〔対象団体〕 市町村、広域連合、一部事務組合又は地方自治法の規定に基づき設置された協議会					
〔対象事業〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の活性化を推進するために実施する事業で、テーマに具体性のあるもの。</li> <li>・事業終了後の具体的な活動が意識され、テーマの実現に期待ができるもの。</li> <li>・聴講者が各テーマについて共通認識をもつことができるよう工夫されたもの。</li> <li>・意識啓発だけでなく、アドバイス後の具体的な活動につながるもの。</li> <li>・聴講中にアドバイザーと意見交換等を行うなど、聴講者の主体性を引き出すもの。</li> </ul>					
〔補助要件等〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年4月1日から令和5年2月末日までに実施する事業</li> <li>・事業の企画・運営を外部団体等に委託する事業は対象外</li> </ul>					
〔対象経費〕 対象団体がアドバイザーを招聘するために要する経費で、次に掲げるもの。 (1) 謝 金：実際に事業に要する額とし、アドバイザー1人1回につき10万円を上限とする。 (2) 交通費：実際に事業に要する額とし、日当及びグリーン料金等は除く。 (3) 宿泊費：実際に事業に要する額とし、アドバイザー1人1泊につき13,300円を上限とする。					
〔補助限度額等〕 1件につき20万円					
〔経費負担割合〕					
区 分		国	県	市町村	その他
市町村、広域連合、一部事務組合又は地方自治法の規定に基づき設置された協議会					10/10 以下
〔4年度当初予算額〕		〔4年度補助対象団体〕 令和4年3月頃決定予定			
〔備考〕 一般財団法人地域活性化センターからの補助。翌年度の事業の募集案内は、毎年11月頃に同センターから県を通じて行われる。					